

平成23年12月12日

各 位

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規程する説明書類」の修正について

北郡信用組合（理事長 西塚 一彦）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規程する説明書類（平成23年9月30日現在）」を平成23年11月11日に公表いたしましたが、金額に一部誤りがございましたので、別紙のとおり修正させていただきます。

関係各位にご迷惑をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

融資部・経営支援課（担当：柴田）

TEL：0237-55-5694

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成22年6月末	
	修正前	修正後
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,605	2,605
うち、実行に係る貸付債権の額	2,009	2,010
うち、謝絶に係る貸付債権の額	36	36
うち、審査中の貸付債権の額	267	267
うち、取下げに係る貸付債権の額	289	290
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	585	585
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0